

# 温泉分析書別表

1. 源泉名 名目津温泉
2. 源泉所在地 福島県二本松市茂原字湯ノ作地内
3. 温泉分析申請者 二本松市長 三保恵一
4. 泉質名 単純弱放射能冷鉱泉  
 (旧泉質名 放射能冷鉱泉 )  
 (掲示用泉質名 放射能泉 )

5. 療養泉分類の泉質に基づく、禁忌症、適応症等は次のとおりである。

	一般的禁忌症 (浴用)	泉質別禁忌症 (浴用)
禁忌症	急性疾患 (特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中 (特に初期と末期)	
適応症	一般的適応症 (浴用) 神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進	泉質別適応症 (浴用) 痛風、動脈硬化症、高血圧症、慢性胆嚢炎、胆石症、慢性皮膚病、慢性婦人病

## 〔浴用上の注意事項〕

- (1)温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとする。
- (2)温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- (3)温泉療養開始後、おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は、浴湯反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4)以上の他、入浴には次の諸点について注意すること。
  - ①入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
  - ②入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
  - ③入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こし易い人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭取るのがよい。)
  - ④入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
  - ⑤次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。  
 (ア)高度の動脈硬化症 (イ)高血圧症 (ウ)心臓病
  - ⑥熱い温泉に急に入るとめまいを起すことがあるので十分注意する。
  - ⑦食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
  - ⑧飲酒しての入浴は特に注意する。

6. 飲用上の泉質別禁忌症、適応症等は次のとおりである。

泉質別禁忌症（飲用）	泉質別適応症（飲用）
	痛風、慢性消化器病、慢性胆嚢炎、胆石症、神経痛、 筋肉痛、関節痛

〔飲用上の注意事項〕

- (1) 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましい。
- (2) 飲用は1日のきまった時刻に、一定量をゆっくり幾口にも分けて飲むようにする。
- (3) 本泉は放射能泉のため、食後飲用する。
- (4) 1回の飲用量は 200 ml程度とし、1日の量は1000mlを超えないこと。
- (5) 15歳以下のものについては、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。  
ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

この別表は、温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。